

## 第 595 回琵琶湖海区漁業調整委員会結果概要

◎第 595 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

開催日時 : 令和 5 年 4 月 27 日 (月) 14 時 00 分～15 時 45 分

開催場所 : 滋賀県庁 本館 4 A 会議室

出席者 : 委員 9 名、水産課 4 名、水産試験場 1 名、事務局 4 名

-----

### (1) 諮問事項

#### 琵琶湖海区漁場計画の作成について

- ・ 水産課より、琵琶湖海区漁場計画の作成について諮問されました。
- ・ 委員からは、第 2 種共同漁業権の共第 122 号について、条件に小型定置網の統数を 4 統以内とするとあるが、なぜ 4 統になったのかについて質問がありました。水産課は、漁場計画案の策定当初から条件は 4 統以内としており、これは、守山漁協が現在免許を受けている 4 つの漁業権区域を 1 つにするためであると回答しました。
- ・ また、委員から、幅の広い漁業権区域を設定することで法的に漁業権の方が優先され、許可漁業が禁止されることはないか質問がありました。水産課は、漁業権はあくまで免許された区域の中で免許された漁業を条件に従って排他的に営む権利であり、エリ付近での操業が漁業権侵害に当たる場合は親告する権利があるが、漁業権区域全体を独占的に利用できるというものではないと回答しました。
- ・ さらに、委員から、現在行使されていないエリでも、組合が行使するといえ、漁業権は免許されるのかとの質問がありました。水産課は、行使者の見込みが立ちそうである等という理由で、非活用漁業権として漁場計画に含めた漁業権もあるが、合理的な理由なく長年行使されない場合には、最終的に免許取消の対象となると回答しました。
- ・ 委員会では、本諮問に対する答申は、公聴会を経て行うことで異議無く同意されました。

### (2) 諮問事項

#### 漁業権の資源管理の状況等の報告および漁業法第 91 条に基づく指導について

- ・ 水産課より、漁業権の資源管理の状況等の報告および漁業法第 91 条に基づく指導について諮問されました。
- ・ 委員からは、共第 126 号以下、いくつかの漁業権が 2 年以上行使されていないとあるが、新たな漁場計画ではどうなっているのか質問がありました。水産課からは、それらの漁業権については、行使はされていないが所管する漁協が漁業権の切り替えを希望しているため、今回の漁場計画においては、通常とは異なる存続期間や具体的な操業計画がある場合に免許する非活用漁業権として扱うこととしていると回答しました。

- ・ また、委員から新たな漁場計画の中で、エリは何統あるかについて質問がありました。水産課は、一つの漁場に2統ある場合もあり、全体でのエリの統数は60統ほどであると回答しました。
- ・ 委員会では、本諮問事項について、異議無しとして答申することが決議されました。

### (3) 諮問事項

#### 漁業許可の制限措置および申請期間について

- ・ 水産課より、漁業許可の制限措置および申請期間について諮問があり、委員会は、異議無しとして答申することが決議されました。

### (4) 報告事項

#### アユ資源の状況について

- ・ 水産試験場よりアユ資源の状況について、資源評価の結果や漁獲状況などについて報告がありました。
- ・ 委員からは、アユは何日くらいで急激に大きくなるのかについて、また、モロコ網でアユの良いサイズが捕れると聞いているが、その理由はわからないか質問がありました。水産試験場は、アユの成長に影響するのは餌の量とアユの密度であり、アユが少なく餌が多いとかなり急激に大きくなる。モロコ網で漁獲されるアユは、おそらく早く生まれて成長に対して有利な条件で育ったものかと推測している。今後、サンプルを確認して検証したいと回答しました。
- ・ また、委員から、生まれが遅いアユがいると思うが魚探に写らない。刺網にもかからず、川にも上がってこない。それはアユの成長が遅いということであり、それは餌が足りないからではないか、との質問がありました。水産試験場は、大型ミジンコは12月から2月と平年を下回る状況で少なかったが、ケンミジンコの方は平年並みにはいたため、その両方が餌になっていることを考えると、アユの成長が遅れるほどの餌量ではなかったと思っている。4月に入って大型ミジンコがかなり増えてきているため、このままアユが順調に育ち、漁獲対象になることを期待している、と回答がありました。